ガス名変更等マニュアル

［機－８０１０２－１６］

高圧ガス保安協会

様式１－２

文書履歴

ガス名変更等マニュアル［機－８０１０２］

改訂コード	施行年月日	改訂等の内容
－０	2005.5.1	制定
－１	2006.12.11	近畿支部及び九州支部銀行支店名を改正
－２	2008.3.31	四国支部の住所、電話番号等を改正
－３	2009.4.6	機器検査事業部の住所を改正
－４	2009.10.13	①委任状の宛先を追加、法人の場合代表者の印を規程を追加、委任期間を追加（様式３） ②「耐圧試験における圧力」の欄は、超低温容器の場合、「最高充てん圧力」に読み替える記載を追加（様式２）
－５	2010.9.27	別紙中、東北支部の住所を改正
－６	2011.11.1	①「3 審査実施事務所」を原則、別紙に掲げる事務所で実施すると規定 ②別紙の「事務所及び指定金融機関一覧表」を「事務所一覧表」に改正（東北、四国及び九州支部を削除し、担当地域を新たに規定） ③「指定金融機関一覧表」を新たに規定
－７	2014.1.1	①「3 審査実施事務所」を機器検査事業部に変更 ②振込口座を申請者ごとの口座へ変更 ③別紙の「事務所一覧表」を廃止
－８	2014.2.3	特殊高圧ガスに係る変更を改正（5.2）
－９	2015.4.15	① CO ガス又は CO ガスを含む混合ガスの充てん圧力の制限（5.6） ②超低温容器に係る「耐圧試験における圧力」の記載方法を改正（様式 2）
－１０	2018.2.15	①マニュアル様式の記載方法を削除し、ガス名変更等申請書類記載方法書による旨を規定（4.2、4.3） ②登録容器製造業者が製造した容器に係る申請書類を改正（4.2） ③圧力を変更する場合及び腐食等が認められた場合の申請書類を規定（4.2） ④繊維強化プラスチック複合容器の場合の申請書　類及びガス名変更後の刻印等を規定（4.2、7.1、7.3） ⑤アセチレンガスを含む混合ガスの制限を規定（5.7）
－１１	2018.11.27	①可燃性ガスと酸素及び空気の混合に係る審査基準を規則第 9 条関係通達の改正に整合（5.4） ②各種様式の年月日欄記載の元号を削除（様式 2 ～ 8）

－１２	2019.10.1	刻印等委託料を改正（7.5、様式 5）
－１３	2022.4.1	①組織再編への対応 ②字句修正（様式 1 ～ 3）
－１４	2023.10.1	消費税法改正によるインボイス制度開始に伴い、インボイス登録番号等の必要項目を追加（様式７）
－１５	2026.4.1	様式１「変更内容明細書」及び様式２「容器の性能に関する資料」を「変更内容明細書・容器の性能に関する資料」として統合
－１６	2026.11.1	①最小肉厚の算出方法追加に伴い、液化石油ガス容器のガス名変更申請における追加資料を規定 ②運用の明確化、記載表現の適正化を実施

ガス名変更等マニュアル

［機－８０１０２－１６］

１　適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が高圧ガス保安法（以下「法」という。）第５４条に基づき実施する容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更（以下「ガス名変更等」という。）に適用する。

２　ガス名変更等対象容器

ガス名変更等の対象容器は、協会が容器検査を実施した容器及び登録容器製造業者の製造した自主検査刻印等がされた容器とする。

３　審査実施事務所

ガス名変更等の審査は、機器検査事業部門容器・設備検査グループ容器検査チーム（以下「容器検査チーム」という。）において実施する。

４　ガス名変更等の申請

４．１　ガス名変更等の申請

法第５４条第１項に基づきガス名変更等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、４．２及び４．３に定めるところにより申請を行うものとする。

４．２　申請方法

申請者は、容器保安規則（以下「規則」という。）第９条に基づいて規則様式第２に定める高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に次に掲げる書類を添付したもの（以下「申請書類」という。）を容器検査チームに提出するものとする。申請書類の提出部数は、１部とする。なお、繊維強化プラスチック複合容器にあっては、変更後の内容を打刻したアルミニウム箔を申請書類に併せて提出するものとする。

① 変更内容明細書・容器の性能に関する資料　（様式１）
② 申請者と容器所有者が異なる場合にあっては委任状　（様式２）
③ 特殊高圧ガスを含まないガスから特殊高圧ガスを含むガスに変更する場合にあっては容器の拓本又は写真
④ 登録容器製造業者の製造した自主検査刻印等がされた容器の場合にあっては規則様式第26の容器型式承認証及び容器の刻印の拓本又は写真
⑤ 超低温容器以外の容器の耐圧試験における圧力を変更する場合にあっては変更後の耐圧試験における圧力により耐圧試験を実施した耐圧試験成績書(検査年月日、

試験の方法、成績、容器検査所の名称等を記載したもの）

⑥　超低温容器の最高充塡圧力を変更する場合にあっては変更後の最高充塡圧力に応じた気密試験圧力により気密試験を実施した気密試験成績書（検査年月日、試験の方法、成績、容器検査所の名称等を記載したもの）

⑦　腐食、傷等の認められる容器にあっては腐食その他の劣化程度を示す資料及び申請時に実施した再検査成績書（検査年月日、試験の方法、成績、容器検査所の名称等を記載したもの）

⑧　液化石油ガスを充塡する容器であって(a)～(c)の全てに該当する容器のガス名を変更する場合にあっては令和元年６月１４日付通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第7号）」の別表第２第１項右欄に掲げる「別添２　溶接容器の技術基準の解釈」の第４条第２項第１号又は第２号の算出方法を用いて最小肉厚を計算した容器であることを示す資料

(a)　内容積が１５０Ｌ以下の溶接容器（航空法（昭和27年法律第231号）第１０条の規定に適合するものを除く。）

(b)　「別添２　溶接容器の技術基準の解釈」の第３条第１項第１号ホに規定する材料又は当該材料と同等の材料を用いて製造した容器

(c)　容器検査の合格年月が２０２６年６月以降である容器

⑨　⑧において、「別添２　溶接容器の技術基準の解釈」の第４条第２項第２号の算出方法を用いて最小肉厚を計算した容器にあっては同条同項第１号及び第２号の算出方法を用いて最小肉厚を計算した強度計算書並びに当該容器の図面

備考1:超低温容器以外の容器の耐圧試験における圧力を変更する場合、刻印されている耐圧試験における圧力以上への変更はできない。また、一度耐圧試験における圧力を下げた場合は、以前の耐圧試験における圧力への変更はできない。

備考2:超低温容器の最高充塡圧力を変更する場合、備考1の「耐圧試験における圧力」を「最高充塡圧力」に読み替えるものとする。

４．３　申請書類の記載方法

ガス名変更等の申請書類の記載方法は、「ガス名変更等申請書類記載方法書」［機－８０１０２Ａ］（以下「記載方法書」という。）によるものとする。

５　ガス名変更等の審査

５．１　ガス名変更等の審査基準

容器検査チームは、申請されたガス名変更等が規則第７条の容器検査の規格等に適合するか否かについて５．２から５．７までに掲げる基準（以下「審査基準」という。）に基づき審査する。

５．２　特殊高圧ガスに係る変更

特殊高圧ガスに係る変更は、規則第７条第１項第８号に基づき以下に適合すること。

（１）特殊高圧ガスを含むガスへ高圧ガスの種類を変更する場合、当該容器は原則として規則第２条第１項第１８号又は第１９号に規定されているガス以外のガスを充填したことのないこと。

（２）特殊高圧ガスを含むガスから特殊高圧ガスを含まないガスへの高圧ガスの種類の変更は、規則第２条第１項第１８号に規定されるガス、キセノン又は水素（重水素を含む。）への変更のみ認める。

（３）（２）の規定にかかわらずモノシランからアンモニアへの変更は認めるものとする。

５．３　容器材料による制限

容器の材料は、規則第７条第１項第９号に基づき以下に適合すること。

（１）アルミニウム合金ライナー製一般複合容器にあっては以下に適合すること。

①　最高充填圧力が３５（酸素を充填する容器にあっては２０）ＭＰａ以下であること。

②　可燃性ガス（液化ガスに限る。）を充填するものでないこと。

③　塩化エチル、塩化ビニル、塩素、クロルメチル、三フッ化窒素、臭化ビニル、フッ化ビニル、フッ素、ホスゲン、塩化水素、臭化水素、ヨウ化水素を充填するものでないこと。

（２）次表の左欄に掲げる高圧ガスを充填する容器にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる材料を使用していないこと。

高圧ガス	材　料
アルシン、アンモニア、ジシラン、ジボラン、重水素、水素、天然ガス、ホスフィン、メチルシラン、メチルメルカプタン、モノゲルマン、モノシラン、硫化水素	高強度鋼
塩化エチル、塩化ビニル、塩素、クロルメチル、三フッ化窒素、臭化ビニル、フッ化ビニル、フッ素、ホスゲン	アルミニウム合金
塩化水素、臭化水素、ヨウ化水素	高強度鋼及び アルミニウム合金

５．４　可燃性ガスと酸素及び空気の混合

可燃性ガスと酸素及び空気の混合は、規則第９条関係基本通達に基づく指導により以下に適合すること。

（１）混合ガスの成分が不活性ガス、酸素及び可燃性ガスの場合（次の（２）に掲げる場合を除く。）、当該混合ガスにおける可燃性ガスの濃度（容量比をいう。以下この項

において同じ。）は、当該混合ガスの燃焼による断熱膨張により上昇した容器内部の圧力が耐圧試験における圧力を超えないこと。

ただし、当該混合ガスにおける酸素の濃度は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

① 混合ガスにおける可燃性ガスの濃度が当該可燃性ガスの爆発限界の下限の３分の１を超え２分１の以下の場合にあっては、当該混合ガスにおける酸素の濃度は２１％以下であること。

② 混合ガスにおける可燃性ガスの濃度が当該可燃性ガスの爆発限界の下限の２分の１を超え１未満の場合にあっては、当該混合ガスにおける酸素の濃度は５．５％（当該可燃性ガスに水素又は一酸化炭素が含まれる場合にあっては、当該混合ガスにおける酸素の濃度は２．５％）以下であること。

③ 混合ガスにおける可燃性ガスの濃度が当該可燃性ガスの爆発限界の下限以上の場合にあっては、当該混合ガスにおける酸素の濃度は４％（当該可燃性ガスに水素ガス、エチレンガス又はアセチレンガスが含まれる場合にあっては、当該混合ガスにおける酸素の濃度は２％）未満であること。

（２）混合ガスの成分が空気ガス（合成空気を除く。）及び可燃性ガスの場合にあっては、当該混合ガスにおける可燃性ガスの濃度は０．１％以下であること。

５．５　液化ガス等へ変更する場合

容器に充塡する高圧ガスの種類を液化ガス等に変更する場合は、以下に適合すること。

（１）液化ガスへ高圧ガスの種類を変更する容器の耐圧試験における圧力は、規則第２条第２６号に規定される当該液化ガスの耐圧試験圧力以上であること。

（２）液化ガスと圧縮ガスの混合ガスへ高圧ガスの種類を変更する容器の耐圧試験における圧力は、圧縮ガスの液化ガスへの溶解度を反映した蒸気圧曲線に基づき規則第２条第２６号に規定されるその他のガスの耐圧試験圧力以上であること。

５．６　一酸化炭素又は一酸化炭素を含む混合ガスの制限

一酸化炭素又は一酸化炭素を含む混合ガスに係る変更は、以下の基準に適合するものであること。

(1) 充塡ガスは、大気圧における露点が-57℃以下となる水分量であること。

(2) 充塡圧力は、35℃において9.81MPa以下であること。

５．７　アセチレンガスを含む混合ガスの制限

アセチレンガスを含む混合ガスに係る変更は、アセチレンガスの分圧が40℃において0.2MPa未満であること。

５．８　大臣特認等に係る容器

大臣特認又は詳細基準事前評価を受けた容器に充塡する高圧ガスの種類の変更は、大臣特認又は詳細基準事前評価の際に指定された高圧ガスの種類以外への変更はできない。

６　ガス名変更等の承認

容器検査チームは、申請に係る容器がガス名変更等の審査基準に適合していると認めたときは、当該申請を承認する。

７　承認後の手続き

７．１　申請者への通知

容器検査チームは、ガス名変更等の申請が承認された場合に次に掲げる書類を申請者に送付する。なお、繊維強化プラスチック複合容器にあっては、協会の符号を刻印したアルミニウム箔を併せて送付する。

① 充塡高圧ガスの種類又は圧力の変更について（承認）　（様式３）
② 高圧ガス保安法第５４条の規定による措置の委託について（様式４）
③ 変更内容明細書・容器の性能に関する資料（協会の変更承認印を押印したもの）
④ 刻印等措置報告書　（様式５）
⑤ 請求書　（様式６）

７．２　ガス名変更等の刻印委託

協会は、法第５４条第２項の規定によるガス名変更等の刻印等を、申請者の選定した容器検査所に委託する。

申請者は、協会より送付された７．１に示した、「高圧ガス保安法第５４条の規定による措置の委託について」、「変更内容明細書・容器の性能に関する資料（協会の変更承認印を押印したもの）」、「刻印等措置報告書」及び「請求書」を申請者の選定した容器検査所に送付するものとする。

７．３　ガス名変更等の刻印等

申請者に選定された容器検査所は、「変更内容明細書・容器の性能に関する資料（協会の変更承認印を押印したもの）」に基づき容器にガス名変更等の刻印等を行うものとする。

刻印等は、既にある刻印等のうち変更のある事項を二本の平行線の打刻で消し、その近傍に変更後の内容を刻印等で記すことにより行うものとする。ただし、フープラップ層に巻き込まれた票紙に表示された事項又はアルミニウム箔により刻印された事項を変更するする場合にあっては、変更のある事項の部分に被せて変更後の内容を刻印したアルミニウム箔を貼付することにより行うものとする。

７．４　容器検査所からの報告及び委託料の請求

容器検査所は、協会より委託されたガス名変更等の刻印等の措置を完了した場合その旨を「刻印等措置報告書」により協会に報告するものとする。また、容器検査所は、ガス名変更等の刻印等委託料を「請求書」により協会に請求するものとする。

７．５　委託料の支払い

協会は、容器検査所から送付された刻印等措置報告書及び請求書に基づきガス名変更等の刻印等委託料を支払う。なお、委託料は容器１本につき２４６円とする。

８　ガス名変更等の不適合通知

容器検査チームは、ガス名変更等の審査の結果承認しない場合、様式７の「不適合通知書」により申請者に対して通知する。

９　手数料

申請者は、ガス名変更等の審査にかかる経費として別に定める手数料を銀行振込み等により納付するものとする。協会は、原則として手数料の納入を確認した後に、７．１に示す承認書類を申請者に送付する。手数料の納付を銀行振込みによる場合、振込口座は、申請者ごとに協会が個別に与える口座に振り込むものとする。なお、協会は、正当な理由がある場合を除き受納した当該手数料を返金しない。

１０　標準処理期間

ガス名変更等の標準処理期間は、申請受付から承認書類送付までの期間とし、その期間を休日を除き７日とする。ただし、申請書類を差し替えた場合又は訂正した場合にあっては、当該差し替え日又は訂正日から休日を除き７日とする。

附則　このマニュアルは、平成１７年５月１日から施行する。
附則　このマニュアルは、平成１８年１２月１１日から施行する。
附則　このマニュアルは、平成２０年３月３１日から施行する。
附則　このマニュアルは、平成２１年４月６日から施行する。
附則　このマニュアルは、平成２１年１０月１３日から施行する。
附則　このマニュアルは、平成２２年９月２７日から施行する。
附則　この改正は、平成２３年１１月１日から施行する。
附則　この改正は、平成２６年１月１日から施行する。
附則　この改正は、平成２６年２月３日から施行する。
附則　この改正は、平成２７年４月１５日から施行する。
附則　この改正は、平成３０年２月１５日から施行する。
附則　この改正は、平成３０年１１月２７日から施行する。
附則　この改正は、令和元年１０月１日から施行する。
附則　この改正は、令和４年４月１日から施行する。
附則　この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

附則　この改正は、令和８年４月１日から施行する。
ただし、当分の間、改正前のマニュアルの様式１及び２により、申請することができる。

附則　この改正は、令和８年１１月１日から施行する。

様式２

委　任　状

私　儀

今般　（所　在　地）　（会　社　名）　（代　表　者　名）　を代理人と定めて、

下記の権限を委任します。

記

容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更に関する一切の権限

委 任 期 間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 殿

年　　月　　日

所在地

会社名

代表者名　　印

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　委任期間は、最長１年とする。
３　１回限りの委任の場合、委任期間を抹消する。
４　法人の場合、社印又は代表者印を押印する。
５　必要な事項が記載されていれば、本様式に限定するものではない。

様式３

第　　号
年　　月　　日

殿

高圧ガス保安協会

充塡高圧ガスの種類又は圧力の変更について（承認）

年　　月　　日付けで申請のありました容器記号番号　　以下　　個に係る標記の件については、申請のとおり承認します。

つきましては、貴社が選定した容器検査所に同封の下記書類を手交のうえ、当該容器について刻印等の措置を受けて下さい。

記

１．高圧ガス保安法第５４条の規定による措置の委託について
２．変更内容明細書・容器の性能に関する資料
３．刻印等措置報告書
４．請求書

様式４

第　　号
年　　月　　日

容　器　検　査　所　殿

高圧ガス保安協会

高圧ガス保安法第５４条の規定による措置の委託について

年　　月　　日付け　　から申請のあった容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更については、別添の「変更内容明細書・容器の性能に関する資料」のとおり承認しました。

つきましては、貴検査所に当該容器（　　本）に対する刻印等の措置をお願いします。

なお、委託料として、容器１本につき２４６円（消費税を含む。）をお支払いします。刻印等の措置を完了したときは、同封の「刻印等措置報告書」及び「請求書」を返送するようお願いします。

また、本書類及び「変更内容明細書・容器の性能に関する資料」は、当該容器の次回再検査又はガス名変更等措置までの期間保管してください。

以上

様式５

年　　月　　日

高　圧　ガ　ス　保　安　協　会　殿

容器検査所名称
代表者　氏　名　　印

刻 印 等 措 置 報 告 書

貴協会、　　年　　月　　日付け、第　　号により委託のあった高圧ガス保安法第５４条第２項の規定に基づく措置の件について、これを受託するとともに、「変更内容明細書・容器の性能に関する資料」のとおり刻印措置したことを報告します。

なお、「高圧ガス保安法第５４条の規定による措置の委託について」及び「変更内容明細書・容器の性能に関する資料」は、当該容器の次回再検査又はガス名変更等措置までの期間保管します。

以上

様式６

年　　月　　日

高　圧　ガ　ス　保　安　協　会　殿

登録番号：

容器検査所名称
代表者　氏　名　　印

請　　求　　書

貴協会、　　年　　月　　日付け、第　　号により委託のあった高圧ガス保安法第５４条第２項の規定（容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更）に基づく措置を行いましたので下記のとおり請求します。

記

措置容器数量：	本	協会扱者印
請 求 金 額 ：	円	

振　込　先：　　銀行　　支店
口座種類　当座・普通　口座番号
受取人名義

10%対象計：　　円　（246円　×　　本）
内 消 費 税：　　円　（消費税額の端数は切捨てにて計算しております。）

様式７

年　　月　　日

殿

高圧ガス保安協会
機器検査事業部門
容器・設備検査グループ
容器検査チーム

不適合通知書

年　　月　　日付けで貴社より申請のありました容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更についてその内容を審査した結果、高圧ガス保安法第４４条第４項の規格に適合すると認められないので通知します。

記

１．整理番号

２．容器の記号番号

３．不適合の内容

備考　上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。